



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(財務六八)
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一八〇)
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八一)
- 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通八四)
- 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(同八五)
- 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令(同八六)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務三一一)

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同三一一)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同三一二)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同三一四)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同三一五)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三一六)
- 政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつた旨を公表する件(同三一七)
- 夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件(同三一八)
- 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(財務二五八)
- 高年齢者等職業安定対策基本方針(厚生労働三五〇)
- 高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針(同三五一)
- 外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の農林水産大臣の指定する船舶の一部を改正する件(農林水産二二二五)
- 肥料取締法施行令第一条の二の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件等の一部を改正する件(同二二二六)

- 商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたイヌラエル国の記章等を指定した件(経済産業二一三)
- 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたルーマニア共和国の紋章及び記章を指定した件(同二一四)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたオーストリア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二一五)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたクロアチア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二一六)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたキプロス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二一七)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたチェコ共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二一八)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたデンマーク王国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二一九)

- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたフィンランド共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二〇)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたハンガリーの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二一)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたアイルランドの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二二)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたラトビア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二三)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたリトアニア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二四)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたオランダ王国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二五)
- 商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたノルウェー王国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件(同二二六)

(以下次のページへ続く)